

平成25年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省25-43)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理			担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。			政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。 指定廃棄物については、できるだけ速やかに処理を実施する。 中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す。		目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」		政策評価実施予定時期	平成26年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	100	—	一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。				
2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	100	—	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針				
3 中間貯蔵施設の供用開始	供用開始	H27年	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		25年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等		平成25年行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度					
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業(平成23年度)	45,148 (1,281)	129,536 (9,328)	97,100	1	「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。		323 復185
(2) 事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアル策定事業	—	—	39	1 2	汚染廃棄物の処理を行った一般廃棄物処理施設の事故由来放射性物質による汚染状況を把握し、一般廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアルを策定して、市町村等において適切な解体・整備作業が確保されるよう技術的支援を行う。		新25-005
(3) 中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度)【再掲:25-44】	1,051 (495)	2,000 (181)	14,645	1 2 3	除染に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定程度以上に汚染されている廃棄物を一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。		325
(4)							
(5)							